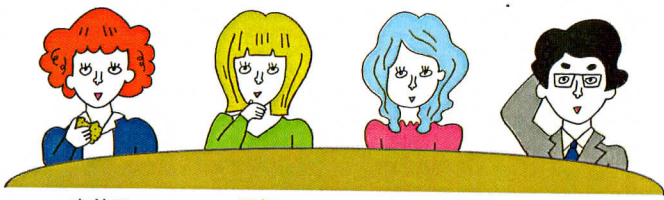




相続になったら
いつまでに何をすればいいの？



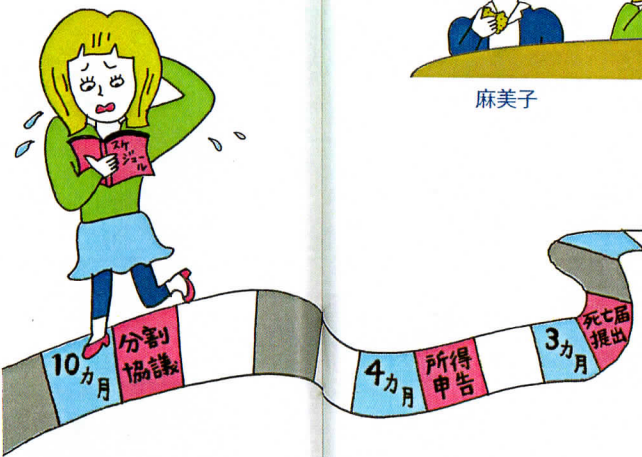
麻美子 亜紀 さゆり 伊藤

亜紀さんの様子が変です。何でも親戚から、相続の手続きについていろいろ相談を受けたとか。でも「いつまでに何をすれば……」なんて、すぐにはわかりませんよね。
亜紀さんの頭にバツと浮かんだあの人々が、今回も相続の悩みをスッキリ解決です！



いとう・りょうた(伊藤亮太)
スキラージャパン 副社長。CFP®、DC
アドバイザー、証券外務員資格など
証券会社勤務後、2007年11月に
独立系FP会社スキラージャパンを設
立。マネー・ライフプランニングの提
案、保険の見直し、FP受験講座講師
など多方面で活躍。資産運用や保険
などに関する書籍も多数執筆

亜紀 伊藤先生。実は、相続の手続きがわからなくて、困ってるんです……
さゆり なになに？ 相続でお金持ちになったとか
亜紀 そんな話だったら黙ってるわよ(苦笑)。親戚の話！ 昨日いきなり電話で相談されて、つい「知り合いに詳しい人がいる」って、言っちゃったのよ……
麻美子 なーるほど。じゃあ先生の順番ですね！
伊藤 二心これが商売なので、あんまり安請け合ひされても……相続が発生してから行わなければならぬ手続きは結構あります。もともと注意しなければならぬ手続きは、期限があるものつて、たとえば
亜紀 期限があるものつて、たとえ



ばどんな手続きですか？
伊藤 まず始めに必要な手続きとして、被相続人が死亡してから7日以内に、市区町村に死亡届を提出しなくてははいけません。これを提出しなければ、埋火葬許可証が発行されませんので、火葬や納骨ができなくなります
さゆり あらやだ。

伊藤 それに当然と言えば当然ですが、葬儀費用の準備が必要ですが、また、遺言書がないかどうか確認してください。前回お話ししたように、公正証書遺言以外の遺言書が見つかった場合には、家庭裁判所で検認の手続きが必要になりますので

麻美子 遺言か。それさえ見つければ、あとはOKですね
伊藤 いえいえ。その他に、誰が相続財産を受け継ぐのか、法定相続人を確定させるため、戸籍などで確認する必要があります。また、相続財産がどの程度あるのか、借金といえる債務はどの程度あるのかも確認しておきましょう。ここまで作業を、おおよそ3ヵ月か

済ませておくことが大切です
亜紀 なるほど、借金か。結構やることあるのね。先生、その後はどうなるの？

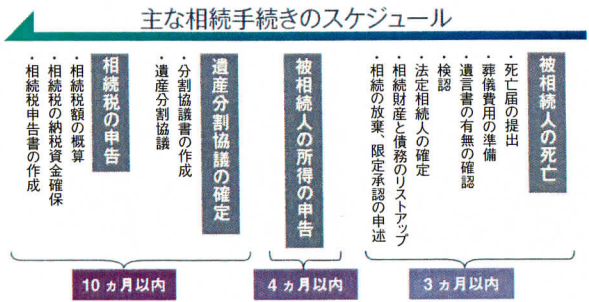
伊藤 相続放棄や限定承認(プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を受け継ぐ)をすれば、相続の開始を知った日から3ヵ月以内に、家庭裁判所へ申述します。これを行わないと、すべての相続財産(債務含む)を受け継ぐものとみなされます
さゆり たいへん。のんびりしてられないわね

伊藤 その後に期限のあるものとしては、準備定申告といって、被相続人の亡くなった年の1月1日から、亡くなる日までの間に発生した所

得について、相続の開始があったことを知った日から4ヵ月以内に確定申告を行わなければならないことになっています

亜紀 ところで先生、うちの親戚、遺言内容が不満らしいんです
伊藤 もし遺言と異なる相続財産の分割を行うのであれば、遺産分割協議を行う必要があります。期限はありませんが、相続税の申告および納税期限が相続の開始を知った日の翌日から10ヵ月以内となっていますので、それまでに分割協議をまとめておくべきです
麻美子 そうすると、10ヵ月ほどで手続きは終了するつて……？

伊藤 通常はそうなりますね。ただし、以前お話ししましたが、相続



できる最低保障額である遺留分を下回った分しか相続できないような場合は、遺留分の減殺請求を行うことができます。この場合には、相続の開始を知った日から1年以内に行う必要がありますので、覚えておいてください
亜紀 これでバツリ説明できます。ありがとうございます